

## 第2次常総市男女共同参画計画 後期実施計画の変更について

2014年度から2023年度を計画期間とする第2次常総市男女共同参画計画は、5年間の前期実施計画期間を過ぎ、2019年度より後期実施計画（以下、「本計画」という。）の期間となっています。しかし本計画を基に1年間の事業を進めたところ、本計画の作成を行った2018年度以降に記載事業に関連する団体の活動停止や茨城県事業の未実施等により、計画初年度より未達成となり、今後も未達成のままとなる見込みの事業がでている状況にあります。

本計画は2023年度までの5年間の男女共同参画施策を推進する上で根幹となる計画であることから、実態に即した実効性のある施策とするため、機構改革及び事業移管による担当課変更、担当課記載誤りについて修正とあわせ変更案を作成し、一般職員による常総市男女共同参画推進委員会、部課長級職員による常総市男女共同参画推進本部会議に付議を行い、市民や有識者等からなる常総市男女共同参画推進審議会に諮問を行いました。本諮問に対し、同審議会から変更案が適正な内容である旨の答申を受け、変更を図るもので

### 【事業内容記載変更について】

#### 1) 事業内容及び担当課変更について

基本目標IIにおける施策の方向性2-2の内、(1)人材の育成と活用の「リーダーの育成」について、事業内容及び担当課の変更を行うもの。変更内容及び変更理由は次のとおり。

変更前	変更後
<p><b>事業内容</b> 女性人材育成のためのリーダー養成講座へ参加する。(担当課：市民協働課 人事課)</p>	<p><b>事業内容</b> 女性人材育成につながる講座への参加を支援する。(担当課：人権推進課)</p>
変更理由	
女性人材育成のためのリーダー養成講座は茨城県が実施する事業だが、当該講座自体が未開催の状況が続いていることから、今後も開催が不透明なことから、本講座にこだわることなく女性リーダーの育成を推進できるよう変更を行うもの。あわせて、施策の方向性“地域で進める環境づくり”と地域で活躍できるリーダー育成事業の意味合いの強い事業であることから、市内部の職員養成をうけもつ人事課（現総務課）ではなく、市民協働課（現人権推進課）で担当する変更を行うもの。	

(裏面に続く)

## 2) 事業内容及び廃止の変更を行うもの

基本目標Ⅱにおける施策の方向性2－2の内、(2)活動の機会提供と促進の「女性団体の育成及び団体間交流への支援」について、全7項目中1項目の事業内容の変更を行うとともに、2項目の事業廃止の変更を行うもの。変更内容及び変更理由は次のとおり。

### 1. 事業内容の変更項目

変更前	変更後
<b>事業内容</b> 交通安全母の会や婦人防火クラブ等で、県内外での研修等に参加する。 今後、未組織地区の分会発足・育成等の支援をする。(担当課：生活環境課)	<b>事業内容</b> 交通安全母の会の活動を支援する。 (担当課：生活環境課)
<b>変更理由</b>	
婦人防火クラブについては、生活環境課より水海道消防署に事業移管が行われたため、削除とする。未組織地区については、現在すべての地区で分会の発足が行われ、未組織地区がなくなったため、削除するもの。文面については、同「女性団体の育成及び団体間交流への支援」における同様の関わりのある他項目（地域女性団体連絡会に係るもの）に合わせ整理を行った。	

### 2. 事業廃止の変更項目①

変更前	変更後
<b>事業内容</b> 母親クラブの活動やPRの支援をする。(担当課：こども課)	事業廃止
<b>変更理由</b>	
母親クラブは、子どもの成長や水害の影響により構成員が減少し、平成29年度から活動休止の状態にあり、今後も活動を行わないことから廃止とするもの。 ただし、社会環境の変化から、女性団体の目的やスタイルが変化ってきており、今後、新たな女性団体が活動を行う場合には、積極的に支援を行っていくことを想定するもの。	

### 3. 事業廃止の変更項目②

変更前	変更後
<b>事業内容</b> ママさんバレーボール団体による各チームと交流大会を開催し、団体間の交流を図る。(担当課：スポーツ振興課)	事業廃止
<b>変更理由</b>	
交流大会の主催者である常総レディースバレーボール連盟の意向により、平成30年度をもって事業が廃止となったため、廃止とするもの。	

### 3) 事業内容記載の事業名誤りに伴う修正を行うもの

1. 基本目標Ⅲにおける施策の方向性3－1の内、(2) 性と命が尊重される環境整備の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の促進」について、事業内容の修正を行うもの。変更内容及び変更理由は次のとおり。

修正前	修正後
<b>事業内容</b> 乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また、早期教育の観点から、思春期体験学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。(担当課：保健推進課)	<b>事業内容</b> 乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また、早期教育の観点から、思春期学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。 (担当課：保健推進課)
<b>変更理由</b>	

事業名誤りのため変更を行うもの

2. 基本目標Ⅲにおける施策の方向性3－2の内、(1) 子どもへの支援の「乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討」について、事業内容の変更を行うもの。変更内容及び変更理由は次のとおり。

変更前	変更後
<b>事業内容</b> 幼児の医療費支給対象年齢が2018年10月から高校生相当年齢まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、 <u>すくすく事業</u> を支援する。(担当課：健康保険課)	<b>事業内容</b> 幼児の医療費支給対象年齢が2018年10月から高校生相当年齢まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、 <u>すくすく医療費支援事業</u> を支援する。(担当課：健康保険課)
<b>変更理由</b>	

事業名誤りのため変更を行うもの

### 【 機構改革及び事業移管による担当課変更 】

- 1) 2019年4月1日付機構改革に基づく担当課変更について

変更前	変更後	記載頁
人事課	総務課	P40・49
市民協働課	市民と共に考える課 人権推進課	P43・56 P33・34・37・40・46・49・53・61
高齢福祉課	幸せ長寿課	P47・P63

(裏面に続く)

2) 事業移管による担当課変更について

変更前	変更後	記載頁
健康保険課	健康保険課 保健推進課	P60
スポーツ振興課 健康保険課	スポーツ振興課 保健推進課	P60

3) 記載誤りによる修正について

変更前	変更後	記載頁
市民協働課	総務課	P53
社会福祉課	こども課	P34

以上